

みえしんきん WEB・FB サービスにおける不正送金被害の補償について

当金庫では、みえしんきん WEB・FB サービス（法人・個人事業主向けインターネットバンキング）をご利用のお客様が不正送金被害に遭われた場合に、当金庫所定の補償条件等に基づき、個別の事案ごとに検討し、以下のとおり補償を行います。

1. 補償開始日

平成 28 年 4 月 1 日（金）

2. 対象となるお客様

みえしんきん WEB・FB サービス（法人・個人事業主向けインターネットバンキング）をご利用の法人のお客様。

3. 補償限度額

本サービス 1 契約あたり、年間 1,000 万円を上限とします。

4. 補償条件

（1）補償の前提条件

- ① 不正な払戻しの発生した日から30日以内に当金庫へ通知が行われていること
- ② 警察署に被害届を提出し、捜査に協力されていること
- ③ 金庫の調査に対し、協力されていること

（2）「補償対象外」となる場合

以下のいずれかの場合に該当し、またはその他補償を行うことが適当でないと当金庫が判断する事由がある場合、補償対象外となります。

- ① 当金庫の各種利用規定に沿わない利用をされていた場合
- ② 被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明が行われた場合
- ③ 当金庫が提供する電子証明書を利用されていない、または、当金庫が指定する正規の手順で電子証明書を利用されていない場合
- ④ 正当な理由なく、第三者にID・パスワードを知らせた場合
- ⑤ ID・パスワード等をパソコン本体に記載したり、ファイル保存されていた場合
- ⑥ 当金庫がお客様の届出住所または連絡先に電話などで連絡しているにもかかわらず、連絡が取れない場合
- ⑦ お客様の関係者による犯行であることが判明した場合
- ⑧ お客様が、不正送金被害が発生し得る状況が予測できるような状態において、かかる状態を放置されていた場合

- ⑨ 公衆の面前での利用など、第三者により情報を盗取されやすい状況下で利用されていた場合
- ⑩ お客様が利用申込後、実際に利用できるまでの間に生じた口座情報等の盗難または紛失に起因する場合
- ⑪ パソコン等の故障等により、正常な機能を発揮しない状況下で利用されていた場合
- ⑫ 第三者からの指示または脅迫に起因する場合
- ⑬ 第三者への譲渡、貸与または担保等に差し入れたパソコン等からID・パスワード等が流出した場合
- ⑭ 戦争・内乱または地震・噴火等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難もしくは紛失による場合
- ⑮ その他お客様の故意または過失に起因する場合

(3) 「補償減額」となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、補償額が減額となります。

- ① 当金庫が推奨する動作環境外で利用されていた場合
- ② 当金庫が提供するウィルス対策ソフト（Rapport）を利用されていない場合、または利用されていても最新の状態でない場合
- ③ 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起した方法でフィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等を入力された場合
- ④ 基本ソフト（OS）、ブラウザが最新の状態でない場合
- ⑤ 各種パスワードを定期的に変更されていない場合
- ⑥ Eメールアドレス登録において、当金庫からの通知を受信できるEメールアドレスが登録されていない場合
- ⑦ その他、お客様の故意または過失に起因する場合

5. お問い合わせ先

三重信用金庫 事務部 電話番号 0120-53-2279 （平日 9:00～17:00）